

公募についての説明書

- 1 件名
税理士による各種説明会講師の業務委託
- 2 仕様
「税理士による各種説明会講師の業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- 3 履行期間
「仕様書」ととおり。
- 4 公募に参加できる者
 - (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
 - (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- 5 申込書等の提出期限及び提出場所
提出期限 令和 5 年 9 月 8 日（金）17時00分
提出場所 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東信越国税局 総務部 会計課 経費第一係
- 6 公募の実施方法
 - (1) 共通事項
 - イ 公募に参加しようとする者は、「公募についての説明書」及び仕様書の内容を十分承知しておくこと。
 - ロ 前項の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。
 - ハ 申込書等の提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
 - (2) 提出書類
提出書類は次のとおりである。
なお、必要により当局から電話による確認または資料の提出を求める場合がある。
また、提出された書類については当局の審査を受けなければならず、審査に合格しなかった場合は、公募により参加することはできないものとする。
 - イ 別紙 1－1 「申込書」及び別紙 1－2 「申込内訳書」

ロ 代理人が申込する場合は、別紙2-1「委任状」（復代理人を選任する場合は、別紙2-2「委任状」）を併せて提出する。

ハ 別紙3「指名停止等に関する申出書」

ニ 別紙4-1「誓約書」及び別紙4-2「役員等名簿」

7 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成する。

なお、契約条項は、別添「契約書（案）」のとおり。

8 契約保証金

免除する。

9 契約者の決定方法

(1) 申込者が1者の場合

当局の仕様に合致し、かつ、申込書の金額が予定価格の範囲内の場合は、即時決定する。

(2) 申込者が2者以上の場合

一般競争入札により決定する。

10 申込書の無効

本説明書に示した資格のない者の申込書は無効とする。

11 その他

(1) 問合せ先

仕様内容に関する問合せ先

関東信越国税局 課税第一部 個人課税課 記帳指導専門官付 谷 昇一郎

TEL048-600-3111(内線2528)

契約に関する問合せ先

関東信越国税局 総務部 会計課 経費第一係 戸村 あさひ

TEL048-600-3111(内線2167)

(2) 「公募についての説明書」の取扱い

本説明書は、「税理士による各種説明会講師の業務委託」のためのものであり、本説明書を他の目的に使用することは禁止する。

(3) その他

イ 公募に係る提出書類の作成等に要する費用は、すべて提出者の負担とする。

ロ 説明書等の交付書類は、必ず申込書等の提出期限までに返却すること。

ハ この説明書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、当局担当職員の指示に従うこと。